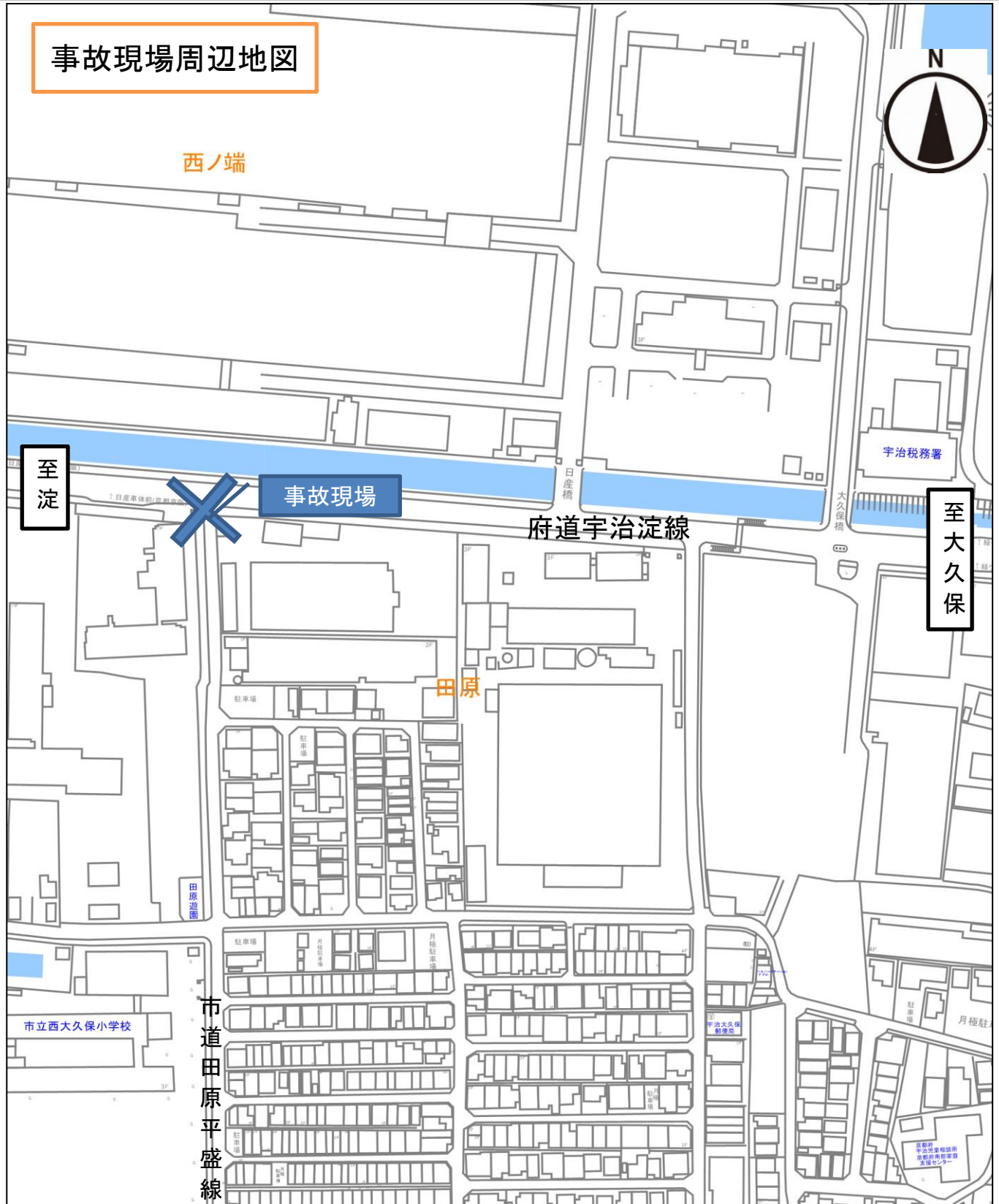


公用車両における交通事故に関する和解
及び損害賠償の額を決定するについて

1. 事故発生日時	令和4年6月9日(木) 午前11時28分頃
2. 事故発生場所	宇治市大久保町田原20番地の1地先
3. 事故の概要	<p>南宇治中学校作業技師(以下「職員」という。)が上記にある丁字交差点の優先道路へ右折侵入しようとしたところ、優先道路を右方から直進してきた自動車が、左折指示器を点滅させて減速したため、職員は左方(合流しようとする車線の交通状況)を確認のうえ、緩やかに車両を前進させた。</p> <p>その際、事故の相手方となる原動機付自転車が、左折しようとしている車両をセンターライン側から追い越し、職員の運転する車の前を通過しようとしたため、職員はブレーキを踏み停止したが、公用車前方右側バンパーに掠めるように接触し、相手方はバランスを崩して転倒し負傷、車両に損害を生じさせたもの。</p>
4. 和解の趣旨	<p>市は、公用車両における交通事故により生じた損害の賠償金として、和解の相手方に対し、次項の損害賠償額を支払い、和解の相手方はこれをもって、本件事故に関し他に何らの請求権のないことを確認し、円満解決する旨を内容とする示談契約を締結する。</p>
5. 損害賠償の額	3, 263, 598円 (物損分:126, 756円、人身分:3, 136, 842円)





被害写真

相手方バイク



公用車

